

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 5 月 29 日

株式会社ローカル

代表取締役社長 CEO 吉永 安宏

問合せ先： 管理本部長 取締役 CFO 藤井順 096-288-4426

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的かつ健全な企業価値向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の最重要課題と位置付けております。株主やパートナー企業等のすべてのステークホルダーとの対話を重視し、かかる活動を通して認識される社会的責任に配慮しながら、効率経営を推進し、持続的な事業の成長に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヨシナガ	1,889,000	47.23
吉永 安宏	1,850,000	46.25
K&P パートナーズ 4 号投資事業有限責任組合	200,000	5.00
K&P パートナーズ株式会社	50,000	1.25
株式会社ビレッジセブン	10,000	0.25
まくら株式会社	1,000	0.02

支配株主名	吉永 安宏
-------	-------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社ヨシナガは、当社の代表取締役である吉永安宏が議決権の 100%を保有する資産管理会社であり、代表取締役を兼任しております。

上記の「大株主の状況」については、2026 年 2 月 28 日時点の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、支配株主との取引は原則行いませんが、取引を行う際には、少数株主の利益を不当に害することがないよう、取引の必要性・妥当性・公正性を十分に検討した上で、取引条件については、第三者との通常の取引と同等以上に合理性のある条件であることを前提とし、取締役会において利害関係を有する取締役を除いた上で審議・決議を経て実施します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	代表取締役社長 CEO
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	C	d	e	f	g	h	i	j	k
大西 芳明	その他											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
大西 芳明	-	-	経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督することを目的に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	報酬委員会
----------------------------	-------

【監査等委員関係】

監査等委員会設置の有無	設置している
定款上の監査等委員の員数	5名以内
監査等委員の人数	3名

監査等委員、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員及び会計監査人は、 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査ミーティング) ・定期的面談の実施による監査環境等、当社固有な問題点の情報の共有化 ・実地棚卸立会等 を連携して行い監査の質的向上を図っております。 内部監査部門として内部監査室を設置し、運営しております。 監査等委員及び内部監査部門は、 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査ミーティング)
--

・業務の効率性(財務報告の適正性を含む)の状況

・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等

について連携し、経営全般について監査を実施しております。

監査等委員である取締役（社外）の選任状況	選任している
監査等委員である取締役（社外）の人数	3名
監査等委員である取締役（社外）のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浦田 充子	公認会計士													
朝日 義明	その他													
千葉 康博	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補 足説明	選任の理由
浦田 充子	－	－	公認会計士としての監査経験と会計・監査の専門的知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査と

			ガバナンス強化に活かしてもらうために選任しております。
朝日 義明	－	－	監査役や経営者としての豊富な経験、幅広い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしてもらうために選任しております。
千葉 康博	－	－	弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしてもらうために選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な企業価値向上のためのインセンティブ付与を主な目的として導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者に対して、業績向上に対する意欲や士気向上及び優秀な人材の確保のため、当社への貢献度、期待値等を勘案して付与を決定しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。 取締役及び監査等委員の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、報酬委員会規定に基づき取締役会が報酬委員会に諮問し、報酬委員会における審議・答申を経たうえで、取締役会が、株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しております。 また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が株主総会で決議された報酬総額の限度内にお
--

いて決定する権限を有しており、監査等委員会における協議及び審議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会・監査等委員会の開催に当たっては、社外取締役に対し、資料の事前配布を行い、重要な議案等に関しては必要に応じて内容説明を行うなど情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

①取締役会

当社の取締役会は7名（うち監査等委員である取締役3名）で構成されており、経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機能を担っています。定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、迅速かつ柔軟な意思決定を行う体制を整備しています。審議事項は、会社法その他法令・定款及び「取締役会規程」に則っており、取締役による積極的な意見交換が行われています。

②監査等委員会

監査等委員会は3名で構成されており、定期的な監査当委員会を毎月実施するとともに、必要に応じて随時開催しています。委員間で監査計画や監査の進捗状況の共有を行い、業務監査及び内部統制の整備状況について継続的にチェックしています。常勤の監査等委員は、経営会議やリスク・コンプライアンス委員会にも参加し、重要書類の閲覧や内部監査・監査法人との情報連携を通じて、監査の実効性向上に努めています。

③内部監査室

代表取締役直轄の独立した部門として内部監査室を設置し、専任の内部監査責任者1名が所属しています。「内部監査規程」に基づき、リスクアプローチを踏まえた監査計画を立案・実行しており、監査結果については代表取締役及び関係部門の責任者へ報告を行っています。指摘事項については改善指示とフォローアップを行い、業務の有効性・効率性及び内部統制の強化に寄与しています。

④会計監査

当社は、会計監査人として監査法人やまぶきと契約を締結し、会計基準に準拠した監査を受けています。会計処理に関する論点や懸念点については、随時意見交換を行い、適正な会計処理の維持に努めています。監査法人との間に特別な利害関係はなく、その独立性は十分に確保されています。

⑤経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査等委員、執行役員を中心に構成され、必要に応じて各部門責任者も出席しています。原則として週1回開催され、業務執行に関する報告・協議、月次業績の共有、取締役会付議事項の検討など、経営の実務面に関する意思疎通と方針確認を行っています。

⑥リスク・コンプライアンス委員会

四半期に1回の開催を基本とする当委員会は、代表取締役を委員長とし、常勤取締役、常勤監査等委員、執行役員、総務部マネージャーを中心に構成されます。各部門からリスク関連の報告を受け、想定されるリスク要因の評価・対応策を協議した上で、必要に応じて取締役会へ報告しています。また、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、法令・社内規程の遵守状況やリスク発生時の対応体制を整備し、企業価値の保全に取り組んでいます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速かつ的確な意思決定と業務執行の監督機能を両立させるため、監査等委員会設置会社の形態を採用し、社外取締役を含む多様な視点を取締役会に取り入れる体制としています。また、内部監査室やリスク・コンプライアンス委員会を設置することで、内部統制及び法令遵守体制の強化を図りつつ、企業価値の持続的向上を目指しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の活性化及び株主による適切な議決権行使を促進するため、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主が他社の株主総会と重複せず出席・対応できるよう、集中日を回避した株主総会を設定することに努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権行使機会を拡大するため、インターネット等の電磁的方法による議決権行使の仕組みを導入することを検討いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家を含む株主の議決権行使の利便性向上を目的として、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討いたします。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、外国人株主の構成割合等を勘案し、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 情報ページを設け、決算情報やその他開示資料を適時掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者を管理本部長とし、管理本部 経理部が情報開示担当部署となり IR 活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・取引先をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「適時開示マニュアル」に基づき、すべてのステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、ミッションやビジョンを含む経営方針に則った価値観に基づく行動を率先指導し、当社において法令、定款及び企業倫理を順守する土壌を作ります。

役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定して、その周知徹底を図ります。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況調査を行い、その結果については適宜取締役に報告いたします。

内部通報制度を活用して、定期的に各部門の業務監査を行い、法令違反等の早期発見・未然防止に努めるとともに、是正・改善が必要な場合は速やかな措置を講じます。

b 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面又は電磁的記録により作成、保管、保存します。

取締役の職務執行については、法令・定款及び「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。

取締役は、前項の情報をいつでも閲覧請求することができます。

c 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社経営に対するあらゆる損失の危機に対処するため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、予想

されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、更にリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備します。

当社のリスク管理の所管部門は「総務部」とし、リスクの発生を把握した場合は総務部を通じて速やかに取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努めます。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営にかかわる業務執行上の重要案件については、取締役及び幹部社員から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て意思決定を行うこととし、経営会議は原則として週に1回開催しております。

取締役の業務執行については、「取締役会規程」、「役員規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続き等について定めております。

取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜に取締役会に報告します。

e 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性ならびに指示の実行性の確保に関する事項

- i. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処いたします。
- ii. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指示命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。

f 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

役職員は、職務の執行に関する法令違反又は定款違反、不正事実の発見又は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告します。また、内部監査室は内部監査の状況を監査等委員会に報告します。更に内部通報についても速やかに監査等委員会に報告されます。

当社監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を役職員に求めることができます。

g 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査等委員会に報告した当社役職員に対して、通報又は報告をしたことを理由に不利な取り扱いをすることを禁じ、必要な措置を講じることで当該報告者を保護します。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費

用又は債務の処理に関する事項

i. 監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。

ii 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士・公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼することに要する費用は、監査費用と認めております。

h その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は社外取締役を基本とすることによって、ステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、監査等委員である取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘することで、監査の実効性や有効性を高めております。

監査等委員は、重要課題等について代表取締役と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。

監査等委員は、会計監査人及び内部監査担当者とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し、監査の有効性・効率性を高めます。

i 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告が適正に行われるよう、基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制システムを構築します。また、その整備・運用状況について継続的に評価を行い、必要な是正措置を行うことで実効性のある体制構築を図ります。

j 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする「反社会的勢力排除規程」を定め、役職員に周知徹底しております。

取引先がこれに関わる個人、企業又は団体等であると判明した場合は、当該取引先との取引を解消に向けて取り組みます。

顧問弁護士並びに外部専門機関との連携により、有事に対する協力体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的に批判される反社会的勢力との関係を遮断するために、反社会的勢力排除宣言を行っており、その中では、「企業としての社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から、暴力団等反社会的勢力といかなる関係も持たない企業姿勢を堅持すべく厳正に取り組んで参ります。」と宣言しております。

当社においては、反社会的勢力への対応に関する基本方針として「反社会的勢力排除規程」を定め、所管部は総務部として運用しております。具体的には、反社チェック要領に基づき、新規取引先については、外部データベースによるスクリーニングを行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても年に1度は取引先全社の調査を外部データベースによるスクリーニングにて行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。そして、全役職員を対象としたコンプライアンス研修や定期的にコンプライアンス遵守

の通知を行い、その内容の周知徹底を行っております。

更に、熊本県暴力追放推進センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有しております。

V. その他

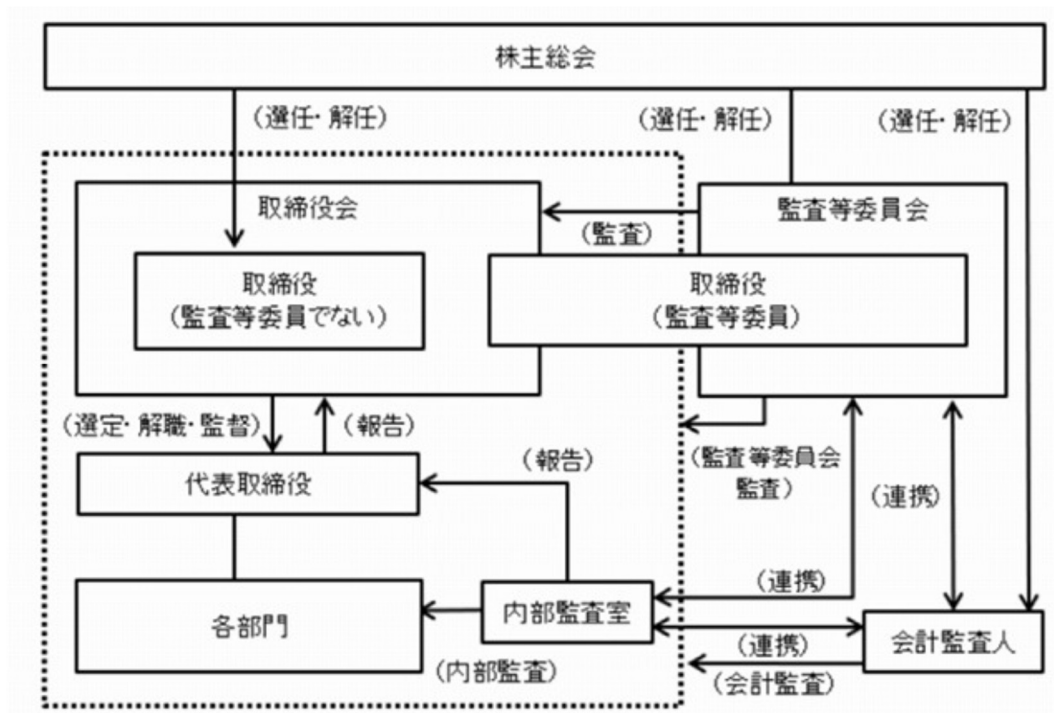
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

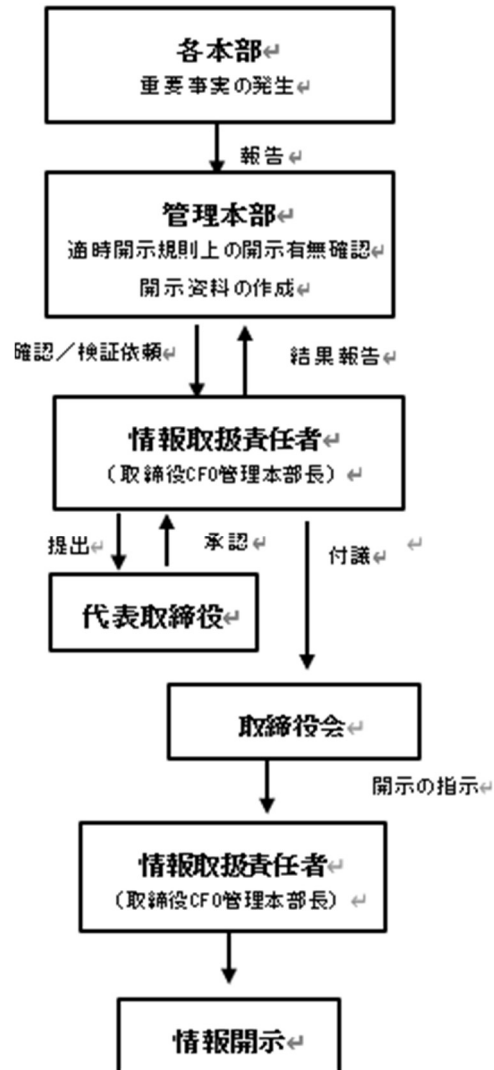
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の模式図は、次のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上